

議案第 2 1 号

八幡浜市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 1 0 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市駐車場条例の一部を改正する条例

八幡浜市駐車場条例（平成 1 7 年条例第 1 7 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中下線で示し、又は太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示し、又は太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後					改正前					
別表第2					別表第2					
区分			使用料		区分			使用料		
定期駐車を する場合	八幡浜市 新川駐車場	全日(午前0時から午後12時まで) 1か月	1台につき <u>5,350円</u>		定期駐車を する場合	八幡浜市 新川駐車場	全日(午前0時から午後12時まで) 1か月	1台につき <u>5,250円</u>		
	八幡浜市 沖新田駐車場					八幡浜市 沖新田駐車場				
	八幡浜市 北浜駐車場					八幡浜市 北浜駐車場				
	八幡浜市 朝潮橋駐車場					八幡浜市 朝潮橋駐車場				
	八幡浜市 北浜立体駐車場		3階以上	1台につき <u>7,330円</u> (屋上は1台につき <u>5,230円</u> )		八幡浜市 北浜立体駐車場		全日(午前0時から午後12時まで) 1か月	3階以上	1台につき <u>7,200円</u> (屋上は1台につき <u>5,140円</u> )
	屋外 (大型車専用)	1台につき <u>10,480円</u>		屋外 (大型車専用)	1台につき <u>10,290円</u>					
定期駐 車以外 の駐 車を する 場合	八幡浜市 新川駐車場	(略)			定期駐 車以外 の駐 車を する 場合	八幡浜市 新川駐車場	(略)			
	八幡浜市 駅前駐車場	駐車を開始した時刻から30分を超えたときから起算して、1回30分までごとに	1台につき 60円 駐車した時刻から24時間までごとに 上限額1,000円			八幡浜市 中央駐車場	駐車を開始した時刻から30分を超えたときから起算して、1回30分までごとに	1台につき 60円 回数駐車券による場合は、60円券30枚分1,500円		
	八幡浜市 中央駐車場		1台につき 60円 駐車した時刻から24時間までごとに 上限額1,000円					八幡浜市 駅前駐車場	1台につき 60円	
	八幡浜市 新町角駐車場		回数駐車券による場合は、60円券30枚分1,500円					八幡浜市 新町角駐車場	1台につき 60円 回数駐車券による場合は、60円券30枚分1,500円	
	八幡浜市 千代田町ちゃんぼん駐車場							八幡浜市 千代田町ちゃんぼん駐車場		
上記以外 の場合	八幡浜市 北浜立体駐車場	1か月ごとに	1、2階	<u>523,810円</u>	上記以外 の場合	八幡浜市 北浜立体駐車場	1か月ごとに	1、2階	<u>514,290円</u>	

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市駐車場条例（次項において「新条例」という。）別表第2（同項に掲げる規定を除く。）の規定は、令和元年10月分として徴収する使用料から適用し、同年9月分までとして徴収する使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第2中定期駐車以外の駐車をする場合の部の規定は、この条例の施行の日以後に開始する駐車に係る使用料について適用し、同日前に開始する駐車に係る使用料については、なお従前の例による。

### 提案理由

消費税法等の改正に伴う所要の改正を行い、及び時間貸し駐車場における使用料の上限額の設定を追加するため。

